

こくさいみん

日本航空は1958～1961年まで常任理事であり、1959・10には東京で第15回総会が開催され、当時の柳田日本航空社長が議長となった。

〔事務組織〕

モントリオールの本部には、事務総長がおり、会計管理・運送・統計・出入国手続簡素化・広報の各事務局があり、ロンドンには、加入会社間の貸借の決済をする清算所があるほか、技術連絡事務局が設置されている。また、ニューヨークには、加入社が決議事項を守っているかないかを監督する監督員事務所を置いている。

世界的空運界は各地域によって、事情が違うことも多いので、次の3地区運送会議に区分して運営の円満をはかっている。

第1地区運送会議(T. C. 1, Traffic Conference)一南北米州、事務局は、ニューヨーク。第2地区一アフリカ、ヨーロッパ、中近東一事務局は、パリ。第3地区一東南アジア、極東、豪州、ニュージーランド一事務局は、シンガポール。

1964・10コロンビアのボゴタで開催された第20回総会で、1946年以来20年間事務総長の任にあったヒルドレッド卿(Sir William Hildred)が引退を声明し、スウェーデンの42才の若い外交官ハマースホルド氏(Knut Hammarskjöld)と交替することになった。これは超音速機SST時代を迎えて、多難なIATAとしては、新風を吹き込んだと期待を大にしている。

(郡 健)

こくさいみんかんこうくうきかん 国際民間航空機関(ICAO) (英) International Civil Aviation Organization

カナダ国モントリオール市に本部を置く。第2次大戦によって、国際民間航空に関するパリ条約(1919年)、ハバナ条約(1928年)の効力が事実上停止されたので、アメリカ合衆国が1944・11・1シカゴに連合諸国および中立国52箇国代表を招集して航空国際会議を開いた。その結果1945・6・6に暫定的機関が設けられたが、1947・4・4各国の批准を終えて正式に国際民間航空機関として設立。国際連合の下部機関で1965・5現在で108箇国が加盟している(ただし、ソ連・中共等は不参加)。

目的は国際民間航空の健全な発達による世界平和の樹立、世界各国および各国民間の友好関係の維持、国際民間航空の安全かつ整然たる発達の確保、平和目的のための航空機の設計および運航技術の奨励、航空路・空港および航空保安施設の発達の奨励、安全、正確、能率的かつ経済的な航空運送に対する世界諸国民の要求に対する即応、不合理な競争によって生ずる経済的浪費の防止、加盟国の権利が十分に尊重され、その国際航空企業を運営する公正な機会をもつことの確認、加盟国の差別待遇の撤廃、国際航空における飛行の安全の増進、国際民間航空のすべての部門の発達の全面的促進等である。

〔組織〕

総会・常設機関の理事会・事務局ならびに補助機関の11専門部会を含む航空委員会・航空運送委員会・財政委員会および地域航空会議・地域事務所がある。

総会には通常総会と臨時総会があり、通常総会は3年に1回、臨時総会は10加盟国から事務局に要請があると開く。総会は機関の最高議決機関で、議長・役員を選出、理事国の選出、理事会の告訴の審査、年次予算の表決、財政上の措置決定、国際連合との安全保障取り決めの表決、国際民間航空条約の改正の審議および承認、特に理事会任務事項の処理を行なう。総会を開く時と場所は理事会が決定する。

理事会は総会が3年ごとに27箇国を選出し、(1)航空運送で最も重要な国(2)国際民間航空のための施設の設置に最大

の貢献をなす国(3)世界のすべての主要な地域が理事会に確実に代表される国の3条件にかかった国から適当に選出される。

わが国は1952・8・27 ICAO事務局に加盟を申し込み、1952・11・6の国連総会で異議なく決議、1953・7・1第7回総会で加盟が承認され、航空条約加入も、わが国会の承認を得て1953・9・8加入書をアメリカ合衆国に寄託し、1箇月後の10・8効力を発生し、正式にICAO加盟国となった。

1956年の第10回総会で、わが国は理事国に選出され、奈良橋一郎氏を代表に派遣し、同年10に航空委員会の委員に選ばれ、多賀谷吉夫氏が就任(現在、米本恭二氏)。現在も理事国で、3回引き続いて選出され、代表は榎本善二氏が任命されている。

〔財政〕

財政は加盟国の分担金と機関の雑収入によってまかなう。予算案は理事会の財政委員会で作成され審議決定する。分担金の割当率は、その国の負担能力、民間航空上の利害関係および重要性をおもな要素として決定する。1965年のICAO加盟国の分担金総額は、488万298米ドルで、わが国は2.33%の11万3,711米ドルを分担(108国中第8～9位)、常にベスト10の中に入っており、大きな発言力をもっている。

〔事業活動〕

基本的事業計画として、航空法・航空機の耐空性および運航に関する技術部門と諸国間の航空上の商業権の交換、航空運送を容易にする航空路の運営に関する経済部門の2大部門がある。

国際民間航空機関は、国際民間航空条約附属書に国際航空の安全、正確および能率化のために、国際標準および勧告方式を採択する。その内容は、(1)通信組織・航空保安施設(2)空港・地上付属施設の性格(3)航空規則・航空交通管制方式(4)運動関係、整備関係(5)航空地区・航空図(6)遭難航空機の事故調査等である。

技術援助は1949・8国際連合の経済社会理事会の決議に基づき、国連の技術援助金額の2%を国際民間航空機関に供与することになり、加盟国の航空関係技術者の研修などを実施している。

(郡 健)

こくさいりょうぎょうしゃきょうかい 国際旅行業者協会(英) Japan Association of Travel Agents 略称 JATA 旅行あつ旋業法により一般旅行あつ旋業(外国人旅客および日本人海外旅客をも対象とする旅行あつ旋業)の登録を受けた者の組織する団体で、昭和34・6設立され、昭和38・10社団法人となった。

同会は外国人旅行者および日本人海外旅行者に対する旅行あつ旋業務の改善ならびに接遇の向上等をはかるとともに、会員相互の連絡協調に努め、もって旅行あつ旋業の健全な発展に寄与し、国際観光事業の発達に貢献することを目的とし、これを達成するため(1)旅行あつ旋業務および旅行者接遇の改善向上に資するための調査研究ならびに講習会・講演会等の開催。(2)各種情報資料等の収集および提供。(3)外国人旅行者誘致のための宣伝。(4)内外の旅行あつ旋業者、その他観光事業関係者ならびにそれらの団体等との連絡協調。(5)関係官公署・関係機関等に対する意見の具申等の事業を行なっている。

同会は従来、外国人旅行者関係の業務のみを行なっていたが、昭和39・5の旅行あつ旋業法の改正により、日本人の海外旅行のあつ旋が、一般旅行あつ旋業の業務範囲とされたことに関連して、昭和40・2日本 IATA(*国際航空運送協会)旅客代理店協会を吸収合併するとともに、事業範囲を日本人の海外旅行あつ旋業務にまで拡大した。

昭和40・4・1現在の会員数は55、事務所は東京都千代田区丸